

地方債に関する省令等の一部を改正する省令 新旧対照条文

- 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部改正（第一条） | 1
- 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部改正（第二条） | 44
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部改正（第三条） | 45
- 総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部改正（第四条） | 59

○ 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部改正（第一条）
 ○ 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方債の協議を要しない場合）</p> <p>第一条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号。以下「法」という。） 第五条の三第一項ただし書（法第五条の四第六項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 市町村等（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第二条第一項第二号に掲げる地方公共団体をいう。）が都道府県から借り入れる場合</p> <p>二 地方債の発行について同意又は許可 <u>を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届出をした地方債を含む。次号において同じ。）の借入額を減額する場合</u></p> <p>三 同意又は許可を得た地方債の発行に際して、借入先を変更する場合（公的資金から公的資金以外に借入先を変更する場合 <u>を除く。）</u>、発行の方法を証券発行から証書借入れに変更し、若しくは証書借入れから証券発行に変更する場合</p> <p>、利率を引き下げる</p>	<p>（地方債の協議を要しない場合）</p> <p>第一条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号。以下「法」という。） 第五条の三第一項ただし書（法第五条の四第六項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 市町村等（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第二条第一項第二号に掲げる地方公共団体をいう。）が都道府県から借り入れる場合</p> <p>二 地方債の発行について同意又は許可（以下この条において「同意等」という。）<u>を得た地方債</u> <u>の借入額を減額する場合</u></p> <p>三 同意等を <u>得た地方債の発行に際して、借入先を変更する場合（公的資金から公的資金以外に借入先を変更する場合及び借入先の変更に伴い、支払が外国通貨から本邦通貨に、又は本邦通貨から外国通貨に変更される場合を除く。）</u>、発行の方法を証券発行から証書借入れに変更し、若しくは証書借入れから証券発行に変更する場合（地方債のうち外国通貨で支払われるもの（以下この条において「外貨地方債」という。）について変更する場合を除く。）、利率を引き下げる</p>

場合又は償還年限を短縮し、若しくは償還ペース（毎期当たりの償還金額に基づく実質的な償還期間及び同意若しくは届出又は許可において予定された借換えの額の発行額に対する割合を勘案した償還の進行の度合いをいう。以下この条において同じ。）を繰り上げる場合

四 同意又は許可を得て発行した地方債（法第五条の三第六項の規定による届出をして発行した地方債を含む。以下この条において同じ。）

（あらかじめ借換えが予定されているものに限る。）について、当該同意若しくは届出又は許可において予定された借換えを行う場合

五 同意又は許可を得て発行した地方債について、償還年限を延長せず、かつ、償還ペースを遅延させない場合において、利率を引き上げないで借換えを行う場合（前号の規定による借換え、公的資金を借り入れた地方債の借換え又は第一号の規定により起こした地方債の借換えを行う場合を除く。）

六 同意又は許可を得て発行した地方債について、利率を引き下げる場合

七 財政融資資金又は地方公共団体金融機構の資金による地方債について、利率を、財務大臣又は地方公共団体金融機構の理事長が行う貸付利率の見直しによる見直し後の利率に変更する場合（利率見直し方式が適用されている場合に限る。）

八 償還期限を繰り上げて償還を行う場合

九 同意又は許可を得て発行した地方債について、償還年限を延長せず、かつ、償還ペースを遅延させないで償還方法を変更する場合

場合又は償還年限を短縮し、若しくは償還ペース（毎期当たりの償還金額に基づく実質的な償還期間及び同意等に おいて予定された借換えの額の発行額に対する割合を勘案した償還の進行の度合いをいう。以下この条において同じ。）を繰り上げる場合

四 同意等を得て発行した地方債

（あらかじめ借換えが予定されているものに限る。）について、当該同意等に おいて予定された借換えを行う場合

五 同意等 を得て発行した地方債について、償還年限を延長せず、かつ、償還ペースを遅延させない場合において、利率を引き上げないで借換えを行う場合（前号の規定による借換え、公的資金を借り入れた地方債の借換え、第一号の規定により起こした地方債の借換え、外貨地方債の借換え又は外貨地方債への借換えを行う場合を除く。）

六 同意等 を得て発行した地方債について、利率を引き下げる場合

七 財政融資資金又は地方公共団体金融機構の資金による地方債について、利率を、財務大臣又は地方公共団体金融機構の理事長が行う貸付利率の見直しによる見直し後の利率に変更する場合（利率見直し方式が適用されている場合に限る。）

八 償還期限を繰り上げて償還を行う場合

九 同意等 を得て発行した地方債について、償還年限を延長せず、かつ、償還ペースを遅延させないで償還方法を変更する場合

(第九条へ移動)

(協議不要基準額の算定に用いる地方債)

第一条の二 令第八条第四号に規定する総務省令で定める地方債は、次に掲げるものとする。

- 一 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるために起こす地方債
- 二 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源に充てるために起こす地方債(第七号に掲げるものを除く。)
- 三 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるために起こす地方債
- 四 国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるために起こす地方債
- 五 都道府県にあっては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税、市町村にあっては市

(一般会計等に含まれない特別会計)

第一条の二 令第八条第一項第三号に規定する総務省令で定める事業は、老人保健医療事業、介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、公営競技に関する事業、公立の大学又は公立の大学の医学部若しくは歯学部附属する病院に関する事業及び有料道路事業とする。

(新設)

町村民税の法人税割及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金の減収額を埋めるために法第五条ただし書又は地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三の規定に基づき起こす地方債

六 法第三十三条の五の二の規定に基づき起こす地方債

七 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条第一項の規定に基づき起こす地方債

八 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして総務大臣が認める地方債

（満期一括償還地方債として取り扱わない地方債）

第二条 令第十一号第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第三十三条から第三十三条の三までの規定に基づき平成六年度から平成八年度までにおいて起こした地方債

二 公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源に充てるために起こした地方債（当該土地の購入に係る収入及び支出を経理する特別会計に係る地方債に限る。）

三 一般社団法人又は一般財団法人で阪神・淡路大震災に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるために

（満期一括償還地方債として取り扱わない地方債）

第二条 令第十条第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第三十三条から第三十三条の三までの規定に基づき平成六年度から平成八年度までにおいて起こした地方債

二 公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源に充てるために起こした地方債（当該土地の購入に係る収入及び支出を経理する特別会計に係る地方債に限る。）

三 一般社団法人又は一般財団法人で阪神・淡路大震災に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるために

平成七年度及び平成八年度において起こした地方債

四 一般社団法人又は一般財団法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるために平成十六年度において起こした地方債

五 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして総務大臣が認める地方債

(減債基金積立不足額を考慮して算定した額)

第三条 令第十一号第三号の総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定したものとする。

算式

$$A \times (1 - (B / C))$$

B / Cの数値が1を超えるときは、その数値は1とする。

算式の符号

A 当該年度に償還期限が満了した満期一括償還地方債に係る次条に規定するものの額に当該満期一括償還地方債の償還期間の年数を乗じて得た額又は当該満期一括償還地方債の元金償還金の額から借換債を財源として償還を行った部分に相当する額を控除した額のいずれか少ない額

B 当該年度の前年度の末日における減債基金の残高(満期一括償還地方債の償還の財源として積み立てた額に係るものに限る。以下「当該年度の前年度の減債基金残高」という。)

C 当該年度の前年度の末日において償還期限が満了していない満期一括償還地方債に係る次条に規定するものの額の当該年度の前年度の末

平成七年度及び平成八年度において起こした地方債

四 一般社団法人又は一般財団法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるために平成十六年度において起こした地方債

五 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして総務大臣が認める地方債

(減債基金積立不足額を考慮して算定した額)

第三条 令第十号第三号の総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定したものとする。

算式

$$A \times (1 - (B / C))$$

B / Cの数値が1を超えるときは、その数値は1とする。

算式の符号

A 当該年度に償還期限が満了した満期一括償還地方債に係る次条に規定するものの額に当該満期一括償還地方債の償還期間の年数を乗じて得た額又は当該満期一括償還地方債の元金償還金の額から借換債を財源として償還を行った部分に相当する額を控除した額のいずれか少ない額

B 当該年度の前年度の末日における減債基金の残高(満期一括償還地方債の償還の財源として積み立てた額に係るものに限る。以下「当該年度の前年度の減債基金残高」という。)

C 当該年度の前年度の末日において償還期限が満了していない満期一括償還地方債に係る次条に規定するものの額の当該年度の前年度の末

四に於ける細平盤

2 当該年度の前年度の減債基金残高のうち年度を超えて一般会計又は特別会計に貸し付けられたものの額がある場合における前項の規定の適用については、当該額を当該年度の前年度の減債基金残高から控除するものとする。

(年度割相当額)

第四条 令第十二条第一号に規定する満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するものとして総務省令で定めるものは、満期一括償還地方債の元金償還金を三十(当該満期一括償還地方債が借換債である場合にあつては三十から借り換えられた地方債の償還期間の年数(当該借り換えられた地方債が借換債であつたときは、当該借換債の発行される日以前に借り換えられた地方債の償還期間の年数と当該借換債の償還期間の年数との合計数とする。)を控除した数)で除して得た額に相当するものとする。

(公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金)

第五条 令第十二条第二号に規定する総務省令で定めるものは、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した繰入金とする。

(地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる負担金又は補助金)

第六条 令第十二条第三号に規定する総務省令で定めるものは、当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した負担金又は補助金とする。

四に於ける細平盤

2 当該年度の前年度の減債基金残高のうち年度を超えて一般会計又は特別会計に貸し付けられたものの額がある場合における前項の規定の適用については、当該額を当該年度の前年度の減債基金残高から控除するものとする。

(年度割相当額)

第四条 令第十一条第一号に規定する満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するものとして総務省令で定めるものは、満期一括償還地方債の元金償還金を三十(当該満期一括償還地方債が借換債である場合にあつては三十から借り換えられた地方債の償還期間の年数(当該借り換えられた地方債が借換債であつたときは、当該借換債の発行される日以前に借り換えられた地方債の償還期間の年数と当該借換債の償還期間の年数との合計数とする。)を控除した数)で除して得た額に相当するものとする。

(公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金)

第五条 令第十一条第二号に規定する総務省令で定めるものは、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した繰入金とする。

(地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる負担金又は補助金)

第六条 令第十一条第三号に規定する総務省令で定めるものは、当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した負担金又は補助金とする。

(債務負担行為に基づく法第五条各号に規定する経費の支出)

第七条 令第十二条第四号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる経費の支出とする。

一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第四項に規定する選定事業に係る経費の支出のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）に係るもの

二 大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わって独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条の規定により解散した旧住宅金融公庫の宅造融資を受けた者が行う公共施設又は公用施設の建設に要する

(債務負担行為に基づく法第五条各号に規定する経費の支出)

第七条 令第十一条第四号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる経費の支出とする。

一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第四項に規定する選定事業に係る経費の支出のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）に係るもの

二 大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わって独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条の規定により解散した旧住宅金融公庫の宅造融資を受けた者が行う公共施設又は公用施設の建設に要する

費用のうち地方公共団体が負担する費用（割賦支払の方法によるものに限る。）に係る経費の支出

三 次に掲げる事業に対する負担金に係る経費の支出

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十五条に規定する国営土地改良事業

ロ 独立行政法人森林総合研究所（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となった旧森林開発公団、同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団及び農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となった旧農用地開発公団を含む。）、独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。第十二条第四号において同じ。）及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団及び公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となった旧公害防止事業団を含む。）の行う事業

費用のうち地方公共団体が負担する費用（割賦支払の方法によるものに限る。）に係る経費の支出

三 次に掲げる事業に対する負担金に係る経費の支出

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十五条に規定する国営土地改良事業

ロ 独立行政法人森林総合研究所（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となった旧森林開発公団、同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団及び農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となった旧農用地開発公団を含む。）、独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。第十二条第四号において同じ。）及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団及び公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となった旧公害防止事業団を含む。）の行う事業

四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合が建設する地方公務員に貸与する宿舍その他の施設の無償譲渡を受けるため、地方公務員共済組合に支払う賃借料に係る経費の支出

五 社会福祉法人が施設の建設に要する資金に充てるために借り入れた借入金の償還に要する費用の補助に係る経費の支出

六 地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務について損失補償又は保証をしていた場合における当該損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出

七 地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出

八 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして総務大臣が認める経費の支出

（地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る 経費として基準財政需要額に算入された額）

第八条 法第五条の三第四項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に定める額のうち地方債の元利償還金及び準元利償還金に係るものを合算した額とする。

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十二条第一項の表の経費の種類に掲げる経費

として普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）に定めるところにより基準財政需要額に算入された額

二 地方交付税法附則第五条第一項の表及び附則第六条第一項の表の経

四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合が建設する地方公務員に貸与する宿舍その他の施設の無償譲渡を受けるため、地方公務員共済組合に支払う賃借料に係る経費の支出

五 社会福祉法人が施設の建設に要する資金に充てるために借り入れた借入金の償還に要する費用の補助に係る経費の支出

六 地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務について損失補償又は保証をしていた場合における当該損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出

七 地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出

八 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして総務大臣が認める経費の支出

（地方債に係る元利償還及び準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額）

第八条 法第五条の四第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に定める額のうち地方債に係る元利償還に要する経費に係るものを合算した額とする。

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十二条第一項の表の経費の種類に掲げる経費のうち地方債の元利償還に要するものとして普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）に定めるところにより基準財政需要額に算入された額

二 地方交付税法附則第五条第一項の表及び附則第六条第一項の表の経

費の種類の欄に掲げる経費として普通交付税に関する省令に定めるところにより基準財政需要額に算入された額

三 普通交付税に関する省令第十二条第一項に規定する事業費補正により増加した基準財政需要額

四 普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正により増加した基準財政需要額

(削る)

(一般会計等に含まれない特別会計)

第九条 令第十四条第三号 に規定する総務省令で定める事業は、

老人保健医療事業、介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、公営競技に関する事業、公立の大学又は公立の大学の医学部若しくは歯学部附属する病院に関する事業及び有料道路事業とする。

第十条及び第十一条 削除

(第十四条の三へ移動)

費の種類の欄に掲げる経費として普通交付税に関する省令に定めるところにより基準財政需要額に算入された額

三 普通交付税に関する省令第十二条第一項に規定する事業費補正により増加した基準財政需要額のうち地方債の元利償還金に相当する額を基礎として算定されたもの

四 普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正により増加した基準財政需要額のうち地方債の元利償還金に相当する額を基礎として算定されたもの

2 令第十二条に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、前項各号に定める額のうち準元利償還金に要する経費に係るものを合算した額とする。

(一般会計等に含まれない特別会計) (参考)

第一条の二 令第八条第一項第三号に規定する総務省令で定める事業は、

老人保健医療事業、介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、公営競技に関する事業、公立の大学又は公立の大学の医学部若しくは歯学部附属する病院に関する事業及び有料道路事業とする。

(市町村の廃置分合等があった場合の当該年度の前年度の赤字額の算定方法)

第九条 当該年度の中途において市町村(特別区を含む。以下同じ。)の廃置分合又は境界変更(以下「廃置分合等」という。)により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、法第五条の四第一項第一号に規定する当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年

度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額（以下「当該年度の前年度の赤字額」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の法第五条の四第一項第一号に規定する歳入（令第八条第一項により算定した歳入をいう。以下この条及び第十三条第一項において同じ。）又は歳出（令第八条第一項により算定した歳出をいう。以下この条及び第十三条第一項において同じ。）をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の歳入又は歳出とみなして、歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てるべき額並びに実質上歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べるべき額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越すべき額を求め、当該市町村の当該年度の前年度の赤字額を算定するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上歳入が歳出に不足した額を

分割して承継した額の割合に応ずるよう^一に当該廃置分合又は境界変更前の市町村の当該年度の前年度の赤字額をあん分するものとする。

三 境界変更によつて区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の前年度の赤字額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるよう^二に当該境界変更に係る市町村の当該年度の前年度の赤字額をあん分して得た額を合算するものとする。

(市町村の廃置分合等があった場合の普通交付税の額等の算定方法)

第十条 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の地方交付税法の規定に基づく普通交付税の額、基準財政収入額並びに特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金）の収入見込額並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額（以下「普通交付税の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日

の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等を合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村が当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等とする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等をそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算するものとする。

2 当該年度の前々年度から当該年度までのいずれかの年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度までの各年度

(当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年度の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度。以下この項において「廃置分合等年度までの各年度」という。)における当該市町村の普通交付税の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、廃置分合等年度までの各年度に係る普通交付税の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村が廃置分合等年度までの各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例によりそれぞれ計算するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度までの各年度の標準財政規模の額等に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度までの各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した普通交付税の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度までの各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算するものとする。

(市町村の廃置分合等があった場合の地方債の元利償還金等の算定方法)

第十一条 当該年度の前々年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額並びに地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することができる特定の歳入に相当する金額（以下この条において「地方債の元利償還金の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の当該廃置分合又は境界変更の市町村の地方債の元利償還金の額等をそれぞれあん分するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の

属する年度の地方債の元利償還金の額等に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該境界変更に係る市町村の当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等をあん分して得た額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

2

当該年度の前年度から当該年度までのいずれかの年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項において「廃置分合等年度前までの各年度」という。）における地方債の元利償還金の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前までの各年度に係る地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上地方債の元利

(建設改良費に準ずる経費)

第十二条 令第十五条第一項第二号に規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費は、次に掲げる経費とする。

一 出資金及び貸付金（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費を含む。）

二 建設中の施設（事業の用に供する施設の建設に長期間を要するため経営上の収支に著しい影響が生ずる事業に係る施設で建設仮勘定に計上されているものに限る。）に係る地方債の元金償還金（国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の全額出資に係る法人が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下この条において「資本金等」という。）の二分の一以上を出資し、かつ、国又は地方公共団体が資本金等の三分の一以上を出資している法人（以下この条において「公

償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるように当該廃置分合又は境界変更の市町村の地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれあん分するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度前までの各年度の地方債の元利償還金の額等に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の廃置分合等年度前までの各年度の地方債の元利償還金の額等をあん分して得た額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

(建設改良費に準ずる経費)

第十二条 令第十九条第一項第二号に規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費は、次に掲げる経費とする。

一 出資金及び貸付金（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費を含む。）

二 建設中の施設（事業の用に供する施設の建設に長期間を要するため経営上の収支に著しい影響が生ずる事業に係る施設で建設仮勘定に計上されているものに限る。）に係る地方債の元金償還金（国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の全額出資に係る法人が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下この条において「資本金等」という。）の二分の一以上を出資し、かつ、国又は地方公共団体が資本金等の三分の一以上を出資している法人（以下この条において「公

- 共的団体等」という。)が建設中の施設に係る負担金(割賦支払の方法によるものに限る。)のうち元金償還金に準ずる経費を含む。)
- 三 供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いもの(想定する利用率に達するまでに長期間を要するため経営上の収支に著しい影響が生ずる事業に係るものに限る。)又は宅地造成事業に係る資産のうちいまだ売却されていないものに係る地方債の利子(公共的団体等が建設した供用開始後の施設に係る負担金(割賦支払の方法によるものに限る。))のうち利子に準ずる経費を含む。)
- 四 建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金(公共的団体等が建設した供用開始後の施設に係る負担金(割賦支払の方法によるものに限る。))のうち元金償還金に準ずる経費を含む。)(当該元金償還金の財源に充てるために起こした地方債の償還年限が建設改良費の財源に充てるために起こした地方債又は負担金に係る施設の耐用年数の範囲内であるものに限る。)
- 五 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費
- 六 独立行政法人水資源機構の負担金(割賦支払の方法によるものに限る。)の繰上償還のために要する経費

(削る)

- 共的団体等」という。)が建設中の施設に係る負担金(割賦支払の方法によるものに限る。)のうち元金償還金に準ずる経費を含む。)
- 三 供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いもの(想定する利用率に達するまでに長期間を要するため経営上の収支に著しい影響が生ずる事業に係るものに限る。)又は宅地造成事業に係る資産のうちいまだ売却されていないものに係る地方債の利子(公共的団体等が建設した供用開始後の施設に係る負担金(割賦支払の方法によるものに限る。))のうち利子に準ずる経費を含む。)
- 四 建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金(公共的団体等が建設した供用開始後の施設に係る負担金(割賦支払の方法によるものに限る。))のうち元金償還金に準ずる経費を含む。)(当該元金償還金の財源に充てるために起こした地方債の償還年限が建設改良費の財源に充てるために起こした地方債又は負担金に係る施設の耐用年数の範囲内であるものに限る。)
- 五 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費
- 六 独立行政法人水資源機構の負担金(割賦支払の方法によるものに限る。)の繰上償還のために要する経費

(決算未提出期間における赤字額の算定方法)

第十三条

令第二十二條第一項の規定の適用については、決算未提出期間(同項に規定する決算未提出期間をいう。以下同じ。)において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てる額の見込額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に

不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べる額の見込額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越す額の見込額の合計額は、次に掲げる額を基礎として総務大臣が調査した額とする。

一 当該年度の前年度に収入された額のうち当該年度の前年度の末日までに収入された額の合計額（当該額の合計額が確定していない場合には、当該額の見込額の合計額）

二 当該年度の前年度の収入の調定に基づき出納整理期間中に収入される額の合計額の見込額

三 当該年度の前年度に支出された額のうち当該年度の前年度の末日までに支出された額の合計額（当該額の合計額が確定していない場合には、当該額の見込額の合計額）

四 当該年度の前年度に行った支出負担行為に基づき出納整理期間中に支出される額の合計額の見込額

（決算未提出期間における元利償還金及び準元利償還金の算定方法）

第十四条 令第二十二條第二項の規定の適用については、決算未提出期間における同項の規定により算定する元利償還金の見込額は、当該年度の前年度に支払期日が到来した地方債の元利償還金の額の合計額を基礎として総務大臣が調査したものとす。

2 令第二十二條第二項の規定の適用については、決算未提出期間における同項の規定により算定する令第十一條第二号から第四号までに規定する地方債の準元利償還金の見込額は、これらの規定により算定する地方債の準元利償還金の見込額に該当するものとして総務大臣が調査したも

(削る)

のとする。

(決算未提出期間における公営企業の資金の不足額の算定方法)

第十五条 令第二十二條第三項の規定の適用については、地方公営企業法

(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十條第一項の規定により決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における次に掲げる額の見込額は、当該年度の前年度に収入された額のうち当該年度の前年度の末日までに収入された額(当該額が確定していない場合には、当該額の見込額)及び当該年度の前年度に支出された額のうち当該年度の前年度の末日までに支出された額(当該額が確定していない場合には、当該額の見込額)を基礎として総務大臣が調査した額とする。

一 当該年度の前年度の末日における繰越欠損金

二 当該年度の前年度の末日における流動負債の額

三 当該年度の前年度の末日における一時借入金及び未払金で建設改良費に係るものうちその支払に充てるため当該年度に地方債を起すこととしているものの額

四 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

五 当該年度の前年度の末日における流動資産の額

六 当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額

七 当該年度の前年度の営業収益の額

八 当該年度の前年度の受託工事収益の額

2 | 令第二十二條第四項の規定の適用については、決算未提出期間における第一号に掲げる額の見込額は、第二号に掲げる額を基礎として総務大臣が調査したものとす。

一 | 次のイからへまでに掲げる額

イ | 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てる額

ロ | 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べる額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越す額

ハ | ロの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されない部分に相当する額

ニ | 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

ホ | 当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額

ヘ | 当該年度の前年度の受託工事収益に相当する収入の額

二 | 次のイ及びロに掲げる額

イ | 当該年度の前年度に収入された額のうち当該年度の前年度の末日までに収入された額（当該額が確定していない場合には、当該額の見込額）及び当該年度の前年度に支出された額のうち当該年度の前年度の末日までに支出された額（当該額が確定していない場合には、当該額の見込額）

ロ | 当該年度の前年度の収入の調定に基づき出納整理期間中に収入さ

(地方債の届出を要しない場合)

第十三条 法第五条の三第六項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、第一条第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる場合とする。

(市町村の廃置分合等があった場合の地方債の元利償還金等の算定方法)

第十四条 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村(特別区を含む。以下同じ。)の廃置分合又は境界変更(以下「廃置分合等」という。)により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における法第五条の三第四項第一号に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額並びに地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額(以下この条において「地方債の元利償還金の額等」という。)の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更

れる額の見込額及び当該年度の前年度に行った支出負担行為に基づき出納整理期間中に支出される額の見込額

(新設)

(市町村の廃置分合等があった場合の地方債の元利償還金等の算定方法)
(参考)

第十一条 当該年度の前々年度
の途中において市町村
の廃置分合等

境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額並びに地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額(以下この条において「地方債の元利償還金の額等」という。)の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更

後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるよう^一に当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の当該廃置分合又は境界変更前の市町村の地方債の元利償還金の額等をそれぞれ按分^ニするものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に^一応ずるよう^ニに当該境界変更に係る市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等を按分^三して得た額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

2 当該年度の前々年度から当該年度までのいずれかの年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項において「廃置分合等年度前までの各年度」という。）における地方債の元利償還金の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に^一応ずるよう^ニに当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の当該廃置分合又は境界変更^三の市町村の地方債の元利償還金の額等をそれぞれあん分^ニするものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に^一応ずるよう^ニに当該境界変更に係る市町村の当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等をあん分^三して得た額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

2 当該年度の前年度 から当該年度までのいずれかの年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項において「廃置分合等年度前までの各年度」という。）における地方債の元利償還金の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前までの各年度に係る地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に应ずるよう^に当該廃置分合又は境界変更前の市町村の地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれ按分^{するものとする。}

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度前までの各年度の地方債の元利償還金の額等に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に应ずるよう^に当該境界変更に係る市町村の廃置分合等年度前までの各年度の地方債の元利償還金の額等を按分^{して得た額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。}

(市町村の廃置分合等があった場合の普通交付税の額等の算定方法)

第十四条の二 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する

年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前までの各年度に係る地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に应ずるよう^に当該廃置分合又は境界変更前の市町村の地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれあん分^{するものとする。}

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度前までの各年度の地方債の元利償還金の額等に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に应ずるよう^に当該境界変更に係る市町村の廃置分合等年度前までの各年度の地方債の元利償還金の額等をあん分^{して得た額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。}

(市町村の廃置分合等があった場合の普通交付税の額等の算定方法)

参考)

第十条 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する

年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は

境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の地方交付税法の規定に基づく普通交付税の額、基準財政収入額並びに特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市）にあつては、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金）の収入見込額並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額（以下「普通交付税の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等を合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等とする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日

境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の地方交付税法の規定に基づく普通交付税の額、基準財政収入額並びに特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。））にあつては、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金）の収入見込額並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額（以下「普通交付税の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等を合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村が当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等とする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日

の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した当該年度の初日の属する年の四年前の四月一日の属する年度の普通交付税の額等をそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算するものとする。

2 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から当該年度までのいずれかの年度中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度までの各年度（当該年度中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度。以下この項において「廃置分合等年度までの各年度」という。）における当該市町村の普通交付税の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、廃置分合等年度までの各年度に係る普通交付税の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、

の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した当該年度の初日の属する年の三年前の四月一日の属する年度の普通交付税の額等をそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算するものとする。

2 当該年度の前々年度 から 当該年度までのいずれかの年度中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度までの各年度（当該年度中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度。以下この項において「廃置分合等年度までの各年度」という。）における当該市町村の普通交付税の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、廃置分合等年度までの各年度に係る普通交付税の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、

当該市町村が廃置分合等年度までの各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例によりそれぞれ計算するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度までの各年度の普通交付税の額等に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度までの各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した普通交付税の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度までの各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算するものとする。

(市町村の廃置分合等があった場合の実質赤字額の算定

方法)

第十四条の三 当該年度の中途において市町村

の廃置分合等

により新

たに設置され、又は境界が変更された市町村については、法第五条の三第四項第二号に規定する実質赤字額（以下この条において「実質赤字額」という。）

当該市町村が廃置分合等年度までの各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例によりそれぞれ計算するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度までの各年度の標準財政規模の額等に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度までの各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した普通交付税の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度までの各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算するものとする。

(市町村の廃置分合等があった場合の当該年度の前年度の赤字額の算定

方法) (参考)

第九条 当該年度の中途において市町村（特別区を含む。以下同じ

。) の廃置分合又は境界変更（以下「廃置分合等」という。）により新

たに設置され、又は境界が変更された市町村については、法第五条の四第一項第一号に規定する当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額)

の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の法第五条の三第四項第二号に規定する歳入（令第十四条）により算定した歳入をいう。以下この条

において同じ。

（）又は歳出（令第十四条）により算定した歳出をいう。以下この条及び第十三条第一項において同じ。）をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の歳入又は歳出とみなして、歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てるべき額並びに

に実質上歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べるべき額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越すべき額を求め、当該市町村の実質赤字額を算定するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合又は境界変更前の市町村の実質赤字額を按分するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の実質赤字額に、当該境界変更に係る区

以下「当該年度の前年度の赤字額」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の法第五条の四第一項第一号に規定する歳入（令第八条第一項）により算定した歳入をいう。以下この条及び第十三条第一項において同じ。

（）又は歳出（令第八条第一項）により算定した歳出をいう。以下この条及び第十三条第一項において同じ。）をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の歳入又は歳出とみなして、歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てるべき額並びに

に実質上歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べるべき額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越すべき額を求め、当該市町村の当該年度の赤字額を算定するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合又は境界変更前の市町村の当該年度の赤字額をあん分するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の赤字額に、当該境界変更に係る区

域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるよう²に当該境界変更に係る市町村の実質赤字額を按分して得た額を合算するものとする。

2 当該年度の前年度又は当該年度中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により令第十条に規定する一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における当該年度の前年度の実質赤字額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の法第五条の三第四項第二号に規定する歳入又は歳出をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前々年度の歳入又は歳出とみなして、歳入が歳出に不足するため当該年度の前年度の歳入を繰り上げてこれに充てるべき額並びに実質上歳入が歳出に不足するため、当該年度の前々年度に支払うべき債務でその支払を当該年度の前年度に繰り延べるべき額及び当該年度の前々年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度の前年度に繰り越すべき額を求め、当該市町村の当該年度の前年度の実質赤字額を算定するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみ

域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるよう²に当該境界変更に係る市町村の当該年度の前年度の赤字額をあん分して得た額を合算するものとする。

なし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合又は境界変更前の市町村の当該年度の前年度の実質赤字額を按分するものとする。

三 境界変更によつて区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の前年度の実質赤字額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該境界変更に係る市町村の当該年度の前年度の実質赤字額を按分して得た額を合算するものとする。

(市町村の廃置分合等があつた場合の連結実質赤字比率の算定方法)

第十四条の四 当該年度中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、法第五条の三第四項第三号に規定する連結実質赤字比率（次項において「連結実質赤字比率」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第二条第二号イからニまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の同号イからニまでに掲げる額とみなして算定した当該市町村の同号に規定する連結実質赤字額（以下この条において「連結実質赤字額」という。）を第十四条の二の規定により算定

(新設)

した同条に規定する普通交付税の額等に基づき算定した当該年度の前年度の標準財政規模の額（以下この条及び次条において「標準財政規模の額」という。）で除して得た数値

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上健全化法第二条二号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合に於ける当該超える額を分割して承継した額の割合に應ずるよう
に当該廃置分合又は境界変更前の市町村の連結実質赤字額を按分して得た額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

三 境界変更によつて区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の健全化法第二条二号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合に於ける当該超える額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上健全化法第二条二号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合に於ける当該超える額を分割して承継した額の割合に應ずるよう
に当該境界変更に係る市町村の連結実質赤字額を按分して得た額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

2 | 当該年度の前年度又は当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、地方自

治法第二百三十三条第一項の規定により令第十条に規定する一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における当該年度の前年度の連結実質赤字比率の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の健全化法第二条二号イからニまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の同号イからニまでに掲げる額とみなして算定した当該市町村の当該年度の前年度の連結実質赤字額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額で除して得た数値

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上当該年度の前年度の健全化法第二条二号イ及びロに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合又は境界変更前の市町村の当該年度の前年度の連結実質赤字額を按分して得た額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額で除して得た数値

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の前年度の健全化法第二条二号イ及びロに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前々年度の末日に存在してい

たものとみなし、当該境界変更の際実質上当該年度の前年度の健全化法第二条第二号イ及びロに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該境界変更に係る市町村の当該年度の前年度の連結実質赤字額を按分して得た額を合算して得た額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額で除して得た数値

(市町村の廃置分合等があつた場合の将来負担比率の算定方法)

第十四条の五 当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、法第五条の三第四項第四号に規定する将来負担比率(次項において「将来負担比率」という。)の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の健全化法第二条第四号イからルまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の同号イからルまでに掲げる額とみなして算定した当該市町村の同号イからチまでに掲げる額の合算額から同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から第十四条の二の規定により算定した同条に規定する算入公債費の額及び算入準公債費の額(以下この条において「算入公債費等の額」という。)を控除した額で除して得た数値

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみな

(新設)

し、当該廃置分合又は境界変更の際実質上健全化法第二条第四号イからチまでに掲げる額の合算額から同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に
応ずるよう按分して得た同号イからチまでに掲げる額の合算額から
同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超え
る額を当該年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を
控除した額で除して得た数値

三 境界変更によつて区域を増した市町村については、当該境界変更前
の当該市町村の健全化法第二条第四号イからチまでに掲げる額の合算
額が同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該
超える額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当
該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の
際実質上同号イからチまでに掲げる額の合算額が同号リからルまでに
掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継
した額の割合に応ずるよう当該境界変更に係る市町村の同号イから
チまでに掲げる額の合算額が同号リからルまでに掲げる額の合算額を
超える場合における当該超える額を按分して得た額を合算して得た額
を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除
した額で除して得た数値

2 | 当該年度の前年度又は当該年度中途において市町村の廃置分合等に
より新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、地方自
治法第二百三十三条第一項の規定により令第十条に規定する一般会計等
の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における当該年度の前

年度の将来負担比率の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の健全化法第二条第四号イからルまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の同号イからルまでに掲げる額とみなして算定した当該市町村の当該年度の同号イからルまでに掲げる額の合算額から当該年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上当該年度の前年度の健全化法第二条第四号イからチまでに掲げる額の合算額から当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に应ずるよう按分して得た当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額から当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の前年度の健全化法第二条第四号イからチま

でに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該越超える額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該越超える額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該境界変更に係る市町村の当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該越超える額を按分して得た額を合算して得た額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

(市町村の廃置分合等があつた場合の令第八条第一号から第三号までに掲げる額の算定方法)

第十四条の六 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度における令第八条第一号から第三号までに掲げる額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の令第八条第一号から第三号までに掲げる額をそれぞれ合算するものとする。

(新設)

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上令第八条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の当該廃置分合又は境界変更前の市町村の同条第一号から第三号までに掲げる額をそれぞれ按分するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の令第八条第一号から第三号までに掲げる額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上同条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の同条第一号から第三号までに掲げる額をそれぞれ按分するものとする。

2 当該年度の前々年度から当該年度までのいずれかの年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度まで

の各年度（以下この項において「廃置分合等年度前までの各年度」という。）における令第八条第一号から第三号までに掲げる額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前までの各年度に係る令第八条第一号から第三号までに掲げる額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上令第八条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるよう
に当該廃置分合又は境界変更前の市町村の同条第一号から第三号までに掲げる額を各年度ごとにそれぞれ按分するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度前までの各年度の令第八条第一号から第三号までに掲げる額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上同条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるよう
に当該境界変更に係る市町村の廃置分合等年度前までの各年度と同条第一号から第三号までに掲げる額を各年度ごとにそれぞれ按分するものとする。

第十五条 削除

(協議書の様式)

第十六条 令第二条第二項の協議書の様式は、別記様式第一号及び別記様式第四号のとおりとする。

2 地方公共団体は、法第五条の第三第一項の規定による協議を行う際に既に別記様式第四号を提出した場合であつて、その内容に変更がないときは、当該様式の提出を行わないことができる。

(届出書の様式)

第十六条之二 令第十七条第二項の届出書の様式は、別記様式第二号及び別記様式第四号のとおりとする。

2 地方公共団体は、法第五条の第三第六項の規定による届出を行う際に既に別記様式第四号を提出した場合であつて、その内容に変更がないときは、当該様式の提出を行わないことができる。

(申請書の様式)

第十七条 令第二十一条第二項及び第二十八条第一項の申請書の様式は、別記様式第三号及び別記様式第四号のとおりとする。

2 地方公共団体は、法第五条の四第一項又は第三項から第五項までに規定する許可を申請する際に既に別記様式第四号を提出した場合であつて、その内容に変更がないときは、当該様式の提出を行わないことができる。

(令第四十三条第五項の総務省令で定める記録)

第十八条 令第四十三条第五項の総務省令で定める記録は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製するファイルに記録されるものとする。

(協議書の様式)

第十六条 令第二条第二項の協議書の様式は、別記様式第一号及び別記様式第三号のとおりとする。

2 地方公共団体は、法第五条の第三第一項の規定による協議を行う際に既に別記様式第三号を提出した場合であつて、その内容に変更がないときは、当該様式の提出を行わないことができる。

(新設)

(申請書の様式)

第十七条 令第七条第二項及び第二十一条第一項の申請書の様式は、別記様式第二号及び別記様式第三号のとおりとする。

2 地方公共団体は、法第五条の四第一項又は第三項から第五項までに規定する許可を申請する際に既に別記様式第三号を提出した場合であつて、その内容に変更がないときは、当該様式の提出を行わないことができる。

(令第三十四条第五項の総務省令で定める記録)

第十八条 令第三十四条第五項の総務省令で定める記録は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製するファイルに記録されるものとする。

(削る)

(法第三十三條の五の三の額の算定方法)

第一条の二 地方法人特別税等に関する暫定措置法

第三十八條により読み替えて適用される法第三十三條の五の三に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の種類に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 一 都道府県 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
- イ 当該年度の地方交付税法第十四條の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となつた道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入見込額

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた市町村等の特例)

第一条の二 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を

受けた市町村等での区域の全部又は一部が当該災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域内にあるものについての第一条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び同意又は許可(以下この条において「同意等」という。)」を得て発行した地方債のうちその元利償還金の支払期日が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについて、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に起因して、当該支払期日を延期する場合」と、同条第二号中「同意又は許可(以下この条において「同意等」という。)」とあるのは「同意等」とする。

(法第三十三條の五の三の額の算定方法)

第一条の三 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二

十五号)第三十八條により読み替えて適用される法第三十三條の五の三に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の種類に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 一 都道府県 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
- イ 当該年度の地方交付税法第十四條の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となつた道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入見込額

に七十五分の百を乗じて得た額から当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入額（利子割の収入額については地方税法

第七十一条の二十六の規定により市町村に

対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の交付額を控除した額とする。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ 当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の減収補填のため当該年度において特別に発行について同意又は許可

を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届

出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）（法第五条た

だし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

二 市町村及び特別区 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となった市町村民税の法人税割の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額及び利子割交付金の収入見込額から当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の収入額をそれぞれ控除した額の合算額

ロ 当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の減収補填のため当該年度において特別に発行について同意又は許可を得た地

に七十五分の百を乗じて得た額から当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入額（利子割の収入額については地方税法（昭和二十五

年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に

対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の交付額を控除した額とする。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ 当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の減収補てんのため当該年度において特別に発行について同意又は許可（次号において「同意等」という。）を得た地方債

（法第五条た

だし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

二 市町村及び特別区 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となった市町村民税の法人税割の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額及び利子割交付金の収入見込額から当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の収入額をそれぞれ控除した額の合算額

ロ 当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の減収補てんのため当該年度において特別に発行について同意等を得た地

方債（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）（法第五条ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

（法第三十三条の五の七第四項の計画に定める事項）

第二条の十 法第三十三条の五の七第四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果

二 実質公債費比率（健全化法

第二条第三号に規定する実質公債費比率をいう。次号において同じ。）及び将来負担比率（同条第四号に規定する将来負担比率をいう。次号において同じ。）の将来の見通し

三 実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置

四 実質赤字比率（健全化法 第二条第

一号に規定する実質赤字比率をいう。）及び連結実質赤字比率（同項第二号に規定する連結実質赤字比率をいう。）の翌年度及び翌々年度の見通し

五 法第三十三条の五の七第一項第一号に規定する行為に伴って当該地方公共団体の一般会計又は他の特別会計に属することとなった財産及び同項第二号から第四号までに規定する行為に伴って当該地方公共団体の所有に属することとなった財産の管理及び処分に関する方針

方債

（法第五条ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

（法第三十三条の五の七第四項の計画に定める事項）

第二条の十 法第三十三条の五の七第四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果

二 実質公債費比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成

十九年法律第九十四号）第二条第三号に規定する実質公債費比率をいう。次号において同じ。）及び将来負担比率（同条第四号に規定する将来負担比率をいう。次号において同じ。）の将来の見通し

三 実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置

四 実質赤字比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第

一号に規定する実質赤字比率をいう。）及び連結実質赤字比率（同項第二号に規定する連結実質赤字比率をいう。）の翌年度及び翌々年度の見通し

五 法第三十三条の五の七第一項第一号に規定する行為に伴って当該地方公共団体の一般会計又は他の特別会計に属することとなった財産及び同項第二号から第四号までに規定する行為に伴って当該地方公共団体の所有に属することとなった財産の管理及び処分に関する方針

(臨時財政対策債を発行しない団体の特例)

第六条 法第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率の算定における法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債を発行しなかった地方公共団体における当該年度の第三条第一項の規定の適用については、当該地方債の発行可能額の合計額を同項に規定する当該年度の前年度の減債基金残高に加算することができる。

(市町村の廃置分合等があった場合の臨時財政対策債発行可能額の算定方法)

第七条 平成二十三年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは「、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすこととされた地方債の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすこととされた地方債の額」とする。

2 平成二十四年度における第十四条の二の規定の適用については、同条

(臨時財政対策債を発行しない団体の特例)

第六条 法第五条の四第一項第二号に規定する数値の算定における法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債を発行しなかった地方公共団体における当該年度の第三条第一項の規定の適用については、当該地方債の発行可能額の合計額を同項に規定する当該年度の前年度の減債基金残高に加算することができる。

(市町村の廃置分合等があった場合の臨時財政対策債発行可能額の算定方法)

第七条 平成二十三年度における第十条の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは「、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすこととされた地方債の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすこととされた地方債の額」とする。

2 平成二十四年度における第十条の規定の適用については、同条

第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第二項の規定により起すことができることとされた地方債の額、地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第二項の規定により起すこととされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起すこととされた地方債の額」とする。

3 平成二十五年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起すこととができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起すこととされた地方債の額」とする。

4 平成二十六年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法

第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第二項の規定により起すことができることとされた地方債の額、地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第二項の規定により起すこととされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起すこととされた地方債の額」とする。

3 平成二十五年度における第十條の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起すこととができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起すこととされた地方債の額」とする。

4 平成二十六年度における第十條の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法

第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

5 平成二十七年及び平成二十八年度における第十四條の二の規定の適用については、同條第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

(建設改良費に準ずる経費に関する経過措置)

第八條 令第十五條第一項第二号に規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、平成二十四年度までの間、第十二條各号に定める経費のほか、平成十四年度末までに供用を開始した地下高速鉄道の路線を有する地方公共団体が昭和五十八年度から平成二年度までに起こした地下鉄事業債（建設改良費の財源に充てるために起こしたものに限る。）の利子（第十二條第一号に規定する建設中の施設に係る地方債の利子を除く。）とする。

第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

5 平成二十七年及び平成二十八年度における第十條の規定の適用については、同條第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

(建設改良費に準ずる経費に関する経過措置)

第八條 令第十九條第一項第二号に規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、平成二十四年度までの間、第十二條各号に定める経費のほか、平成十四年度末までに供用を開始した地下高速鉄道の路線を有する地方公共団体が昭和五十八年度から平成二年度までに起こした地下鉄事業債（建設改良費の財源に充てるために起こしたものに限る。）の利子（第十二條第一号に規定する建設中の施設に係る地方債の利子を除く。）とする。

- 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部改正（第二条）
- 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第三条関係）			
法令名	条項	法令名	条項
略	略	略	略
地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）	第五十条	地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）	第四十一条
略	略	略	略

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部改正（第三条）
 - 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）（抄）
- （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第三条第二項の総務省令で定める事由）</p> <p>第五条 令第三条第二項の総務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 公営企業（法第二条第二号イに規定する公営企業をいう。以下同じ。）に係る施設のうち一定部分の供用が開始されていない間又は事業開始後当該公営企業に係る施設の利用が段階的に拡大する間において、当該公営企業に係る多額の費用を賄う経営に伴う収入を得ることができないこと。</p> <p>二 前号に規定する事由に該当したことにより生じた資金の不足額が残存していること。</p> <p>三 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第二号に規定する建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債（次条第二項において「建設改良費等以外の経費に係る地方債」という。）で将来の公営企業の経営に伴う収入その他の収入をもって償還することができるの見込まれるものとして同項各号に掲げる地方債を起こしたことにより、これらの地方債の現在高があること。</p> <p>（解消可能資金不足額）</p>	<p>（令第三条第二項の総務省令で定める事由）</p> <p>第五条 令第三条第二項の総務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 公営企業（法第二条第二号イに規定する公営企業をいう。以下同じ。）に係る施設のうち一定部分の供用が開始されていない間又は事業開始後当該公営企業に係る施設の利用が段階的に拡大する間において、当該公営企業に係る多額の費用を賄う経営に伴う収入を得ることができないこと。</p> <p>二 前号に規定する事由に該当したことにより生じた資金の不足額が残存していること。</p> <p>三 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十九条第一項第二号に規定する建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債（次条第二項において「建設改良費等以外の経費に係る地方債」という。）で将来の公営企業の経営に伴う収入その他の収入をもって償還することができるの見込まれるものとして同項各号に掲げる地方債を起こしたことにより、これらの地方債の現在高があること。</p> <p>（解消可能資金不足額）</p>

第六条 令第三条第二項の総務省令で定めるところにより算定した額（以下この条において「解消可能資金不足額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により算定した額及び次項各号に掲げる地方債の現在高の合算額とする。

一 公営企業に係る施設の建設又は改良に要する経費並びにこれに準ずる経費として地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）第十二条第二号及び第四号に規定する経費（以下この号において「建設改良費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金で当該年度の前年度までに償還されたものの合計額が当該施設に係る当該年度の前年度までの減価償却費の額の合計額を超えている場合において、当該元金償還金の合計額から当該減価償却費の額の合計額及び当該企業が準建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度までの発行額の合計額を控除して得た額に、当該額のうち当該企業に係る特別会計以外の会計（以下この項において「他の会計」という。）が負担すべき部分を除いた部分に係る割合として事業の区分ごとに総務大臣が定める割合を乗じて得た額

二 長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法適用企業の当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額の合算額が営業費用（減価償却費を除く。以下この項において同じ。）の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、次の算式により算定した額

算式

$$A \div B \times C \times D$$

第六条 令第三条第二項の総務省令で定めるところにより算定した額（以下この条において「解消可能資金不足額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により算定した額及び次項各号に掲げる地方債の現在高の合算額とする。

一 公営企業に係る施設の建設又は改良に要する経費並びにこれに準ずる経費として地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）第十二条第二号及び第四号に規定する経費（以下この号において「建設改良費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金で当該年度の前年度までに償還されたものの合計額が当該施設に係る当該年度の前年度までの減価償却費の額の合計額を超えている場合において、当該元金償還金の合計額から当該減価償却費の額の合計額及び当該企業が準建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度までの発行額の合計額を控除して得た額に、当該額のうち当該企業に係る特別会計以外の会計（以下この項において「他の会計」という。）が負担すべき部分を除いた部分に係る割合として事業の区分ごとに総務大臣が定める割合を乗じて得た額

二 長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法適用企業の当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額の合算額が営業費用（減価償却費を除く。以下この項において同じ。）の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、次の算式により算定した額

算式

$$A \div B \times C \times D$$

算式の符号

A 地方財政法施行令第5条第1項第1号に掲げる額

B 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第15条第1項に規定する負債の額及び同条第2項に規定する借入資本金の額の合算額

C 当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額の合算額から営業費用の額及び営業外費用の額の合算額を控除した額

D 事業の区分ごとに当該企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数

三 長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法非適用企業（法第二条第一号ロに規定する法非適用企業をいう。以下同じ。）の当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額が営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を超える場合において、次の算式により算定した額

算式

$$A \div (A + B) \times C \times D$$

算式の符号

A 地方財政法施行令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる額の合算額

B 当該年度の前年度の末日における当該企業が起こした地方債の現在高（同日における他の会計からの長期借入金の現在高を含む。）

算式の符号

A 地方財政法施行令第19条第1項第1号に掲げる額

B 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第15条第1項に規定する負債の額及び同条第2項に規定する借入資本金の額の合算額

C 当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額の合算額から営業費用の額及び営業外費用の額の合算額を控除した額

D 事業の区分ごとに当該企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数

三 長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法非適用企業（法第二条第一号ロに規定する法非適用企業をいう。以下同じ。）の当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額が営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を超える場合において、次の算式により算定した額

算式

$$A \div (A + B) \times C \times D$$

算式の符号

A 地方財政法施行令第20条第1項第1号及び第2号に掲げる額の合算額

B 当該年度の前年度の末日における当該企業が起こした地方債の現在高（同日における他の会計からの長期借入金の現在高を含む。）

- Ｃ 当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額から営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を控除した額
- Ｄ 事業の区分ごとに当該企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数
- 四 総務大臣が定める事業を行う公営企業（事業の区分ごとに当該事業を開始した日の属する年度から起算して十五年を超えない範囲内で総務大臣が定める期間内にあるものに限る。次号において同じ。）が総務大臣の定める事項を定めたその経営の見込みに関する計画（以下この号において「経営計画」という。）を作成した場合において、解消可能限度額（標準的な経営により解消すると見込まれる各年度の資金の不足額の上限として事業の区分ごとに総務大臣が定めるところにより算定した額をいう。）、当該企業に係る業務運営の効率化の状況、他の会計で負担すべき経費に係る当該他の会計の負担の状況等を勘案し、各年度に生ずる資金の不足額のうち当該経営計画に基づいて当該企業の施設の耐用年数に相当する期間内に解消すると見込まれる部分に相当する額として総務大臣が定める基準により算定した額
- 五 総務大臣が定める事業を行う公営企業において、能率的な経営を行ってもなお当該期間内の各年度に通常生ずべき資金の不足額として総務大臣が定める基準により算定した額及び第一号の規定により算定した額の合算額

2 前項の規定により合算される地方債の現在高は、建設改良費等以外の経費に係る地方債で次に掲げるものの当該年度の前年度の末日における

- Ｃ 当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額から営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を控除した額
- Ｄ 事業の区分ごとに当該企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数
- 四 総務大臣が定める事業を行う公営企業（事業の区分ごとに当該事業を開始した日の属する年度から起算して十五年を超えない範囲内で総務大臣が定める期間内にあるものに限る。次号において同じ。）が総務大臣の定める事項を定めたその経営の見込みに関する計画（以下この号において「経営計画」という。）を作成した場合において、解消可能限度額（標準的な経営により解消すると見込まれる各年度の資金の不足額の上限として事業の区分ごとに総務大臣が定めるところにより算定した額をいう。）、当該企業に係る業務運営の効率化の状況、他の会計で負担すべき経費に係る当該他の会計の負担の状況等を勘案し、各年度に生ずる資金の不足額のうち当該経営計画に基づいて当該企業の施設の耐用年数に相当する期間内に解消すると見込まれる部分に相当する額として総務大臣が定める基準により算定した額
- 五 総務大臣が定める事業を行う公営企業において、能率的な経営を行ってもなお当該期間内の各年度に通常生ずべき資金の不足額として総務大臣が定める基準により算定した額及び第一号の規定により算定した額の合算額

2 前項の規定により合算される地方債の現在高は、建設改良費等以外の経費に係る地方債で次に掲げるものの当該年度の前年度の末日における

現在高とする。

一 当該年度の前年度において経常利益の額（営業収益の額及び営業外収益の額の合算額が営業費用の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、その超える額をいう。第九条において同じ。）がある法適用企業が起こした地方債

二 当該年度の前年度において経常利益に相当する額（営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額が営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を超える場合において、その超える額をいう。第九条において同じ。）がある法非適用企業が起こした地方債

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得て起こした地方債（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定により許可を得て起こした地方債を含む。）（法令の規定により総務大臣又は都道府県知事に届出をして起こした地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）

3 前二項に定めるもののほか、解消可能資金不足額の算定に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

（一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額）

第九条 法第二条第四号ハに規定する総務省令で定めるところにより算定

現在高とする。

一 当該年度の前年度において経常利益の額（営業収益の額及び営業外収益の額の合算額が営業費用の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、その超える額をいう。第九条において同じ。）がある法適用企業が起こした地方債

二 当該年度の前年度において経常利益に相当する額（営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額が営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を超える場合において、その超える額をいう。第九条において同じ。）がある法非適用企業が起こした地方債

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得て起こした地方債（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定により許可を得て起こした地方債を含む。）

3 前二項に定めるもののほか、解消可能資金不足額の算定に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

（一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額）

第九条 法第二条第四号ハに規定する総務省令で定めるところにより算定

した額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額に第十四条第四号に規定する公営企業に設けられた基金からの当該公営企業に係る特別会計以外の会計への貸付金の当該年度の前年度の末日における現在高を加算した額とする。

一 宅地造成事業以外の事業のみを行う公営企業に係る特別会計のうち、当該年度の前年度において当該特別会計に係る地方債の元金償還金がないもの イ又はロに掲げる額のいずれか大きい額

イ 当該年度の前年度までに起こした当該地方債の元金の償還に充てるため、当該地方債の発行の協議若しくは届出又は許可に際して作成された事業計画その他の計画において一般会計等からの繰入れが予定されている金額

ロ 当該年度の前年度の末日における当該地方債の現在高のうち、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって償還することが適当でないもの、当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって償還することが客観的に困難であると認められるものその他の一般会計等からの繰入れによる収入をもって償還するべきものとして総務大臣が定めるところにより算定した額

二 宅地造成事業以外の事業のみを行う公営企業に係る特別会計のうち、当該年度の前年度において当該特別会計に係る地方債の元金償還金があるもの イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の経常利益の額がない法適用企業又は経常利益に相当する額がない法非適用企業において、当該合算額がハに掲げる額より少ない場合にあつては

した額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額に第十四条第四号に規定する公営企業に設けられた基金からの当該公営企業に係る特別会計以外の会計への貸付金の当該年度の前年度の末日における現在高を加算した額とする。

一 宅地造成事業以外の事業のみを行う公営企業に係る特別会計のうち、当該年度の前年度において当該特別会計に係る地方債の元金償還金がないもの イ又はロに掲げる額のいずれか大きい額

イ 当該年度の前年度までに起こした当該地方債の元金の償還に充てるため、当該地方債の発行の協議 又は許可に際して作成された事業計画その他の計画において一般会計等からの繰入れが予定されている金額

ロ 当該年度の前年度の末日における当該地方債の現在高のうち、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって償還することが適当でないもの、当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって償還することが客観的に困難であると認められるものその他の一般会計等からの繰入れによる収入をもって償還するべきものとして総務大臣が定めるところにより算定した額

二 宅地造成事業以外の事業のみを行う公営企業に係る特別会計のうち、当該年度の前年度において当該特別会計に係る地方債の元金償還金があるもの イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の経常利益の額がない法適用企業又は経常利益に相当する額がない法非適用企業において、当該合算額がハに掲げる額より少ない場合にあつては

、ハに掲げる額)

イ 当該地方債（ロに規定する指定地方債を除く。）の元金償還金がある当該年度前三年度以内の各年度について、一般会計等からの繰入金のうち当該地方債の元金の償還に充てたと認められるものの額を当該地方債の元金償還金の額で除して得た数値を合算したものを当該地方債の元金償還金がある年度の数で除して得た数値に当該年度の前年度の末日における当該地方債の現在高を乗じて得た額

ロ 当該年度の前年度末までに起こした当該特別会計に係る指定地方債（総務大臣が指定する地方債をいう。）について、前号イの規定に準じて算定した額

ハ 当該年度の前年度末までに起こした当該地方債について、前号ロの規定に準じて算定した額

三 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における当該特別会計の資産等の額について次の算式により算定した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

算式

$$(A - B) - (C - D + E) - F$$

算式の符号

A 地方公営企業法施行令第 15 条第 2 項の借入資本金の額及び同条第 3 項の負債の額の合算額から他の会計からの長期借入金の現在高を控除した額

B 令第 3 条第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる額の合算額

C 地方公営企業法施行令第 14 条の資産の額

、ハに掲げる額)

イ 当該地方債（ロに規定する指定地方債を除く。）の元金償還金がある当該年度前三年度以内の各年度について、一般会計等からの繰入金のうち当該地方債の元金の償還に充てたと認められるものの額を当該地方債の元金償還金の額で除して得た数値を合算したものを当該地方債の元金償還金がある年度の数で除して得た数値に当該年度の前年度の末日における当該地方債の現在高を乗じて得た額

ロ 当該年度の前年度末までに起こした当該特別会計に係る指定地方債（総務大臣が指定する地方債をいう。）について、前号イの規定に準じて算定した額

ハ 当該年度の前年度末までに起こした当該地方債について、前号ロの規定に準じて算定した額

三 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における当該特別会計の資産等の額について次の算式により算定した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

算式

$$(A - B) - (C - D + E) - F$$

算式の符号

A 地方公営企業法施行令第 15 条第 2 項の借入資本金の額及び同条第 3 項の負債の額の合算額から他の会計からの長期借入金の現在高を控除した額

B 令第 3 条第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる額の合算額

C 地方公営企業法施行令第 14 条の資産の額

D 地方公営企業法施行令第 14 条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び第 3 条に規定する流動資産の額から控除すべき資産の額の合算額を控除した額

E 販売を目的として所有する土地であつて売買契約の申込みの勧誘を行っていないもの（以下この条において「未売出土地」という。）の完成後の販売見込額（販売予定価格又は第 4 条第 2 項各号に掲げる方法（同項第 1 号の方法を除く。）により評価を行った価額をいう。第 12 条において同じ。）から当該未売出土地の造成販売経費等見込額（造成及び販売に要する経費等の見込額の合計額をいう。第 12 条において同じ。）を控除した額若しくは当該未売出土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して当該未売出土地の帳簿価額を加算若しくは減算した額のいずれかの額又は当該帳簿価額のいずれか少ない額（第 5 号において「未売出土地収入見込額」という。）

F 令第 4 条第 2 号イに掲げる額が同号ロ及びビハに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額（同号ニ及びホに掲げる額の合算額を限度とする。）

四 宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 当該宅地造成事業以外の事業のために起こした地方債について第一号又は第二号の規定に準じて算定した額及び当該宅地造

D 地方公営企業法施行令第 14 条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び第 3 条に規定する流動資産の額から控除すべき資産の額の合算額を控除した額

E 販売を目的として所有する土地であつて売買契約の申込みの勧誘を行っていないもの（以下この条において「未売出土地」という。）の完成後の販売見込額（販売予定価格又は第 4 条第 2 項各号に掲げる方法（同項第 1 号の方法を除く。）により評価を行った価額をいう。第 12 条において同じ。）から当該未売出土地の造成販売経費等見込額（造成及び販売に要する経費等の見込額の合計額をいう。第 12 条において同じ。）を控除した額若しくは当該未売出土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して当該未売出土地の帳簿価額を加算若しくは減算した額のいずれかの額又は当該帳簿価額のいずれか少ない額（第 5 号において「未売出土地収入見込額」という。）

F 令第 4 条第 2 号イに掲げる額が同号ロ及びビハに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額（同号ニ及びホに掲げる額の合算額を限度とする。）

四 宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 当該宅地造成事業以外の事業のために起こした地方債について第一号又は第二号の規定に準じて算定した額及び当該宅地造

成事業に係る資産等の額について前号の規定に準じて算定した額の合算額

五 宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における当該特別会計に係る地方債の現在高について次の算式により算定した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

算式

$$A - (B + C) - D$$

算式の符号

A 当該法非適用企業の建設又は改良に要する経費の財源に充てるために発行した地方債の現在高

B 未売出土地収入見込額

C 地方公営企業法施行令第14条の固定資産の額に相当する額

D 令第4条第4号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びビに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額（同号ホ及びへに掲げる額の合算額を限度とする。）

六 宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 当該宅地造成事業以外の事業のために起こした地方債について第一号又は第二号の規定に準じて算定した額及び当該宅地造成事業のために起こした地方債の現在高について前号の規定に準じて算定した額の合算額

七 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外のものイ又はロに掲げる額

成事業に係る資産等の額について前号の規定に準じて算定した額の合算額

五 宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における当該特別会計に係る地方債の現在高について次の算式により算定した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

算式

$$A - (B + C) - D$$

算式の符号

A 当該法非適用企業の建設又は改良に要する経費の財源に充てるために発行した地方債の現在高

B 未売出土地収入見込額

C 地方公営企業法施行令第14条の固定資産の額に相当する額

D 令第4条第4号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びビに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額（同号ホ及びへに掲げる額の合算額を限度とする。）

六 宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 当該宅地造成事業以外の事業のために起こした地方債について第一号又は第二号の規定に準じて算定した額及び当該宅地造成事業のために起こした地方債の現在高について前号の規定に準じて算定した額の合算額

七 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外のものイ又はロに掲げる額

イ 当該年度の前年度において当該特別会計に係る地方債の元金償還金がない場合にあつては、当該地方債について第一号イの規定に準じて算定した額

ロ 当該年度の前年度において当該特別会計に係る地方債の元金償還金がある場合にあつては、当該地方債について第二号イの規定に準じて算定した額

(起債制限の特例となる地方債の借換え)

第十七条 令第十三条第六号に規定する地方債の借換えで総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 地方債の発行について同意又は許可

を得て発行した地方債（地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）第五条の三第六項の規定による届出をして発行した地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）

次号において同じ。）（あらかじめ借換えが予定されているものに限る。）について、当該同意若しくは届出又は許可において予定された借換え

二 同意又は許可を得て発行した地方債について、償還年限を延長せず、かつ、償還ペース（毎期当たりの償還金額に基づく実質的な償還期間及び同意若しくは届出又は許可において予定された借換えの額の発行額に対する割合を勘案した償還の進行の度合いをいう。）を遅延させない場合において、利率を引き上げないで行う借換え

第二十一条 前条に規定する廃置分合後の市町村の実質赤字額の算定方法は、次に定めるところによる。

イ 当該年度の前年度において当該特別会計に係る地方債の元金償還金がない場合にあつては、当該地方債について第一号イの規定に準じて算定した額

ロ 当該年度の前年度において当該特別会計に係る地方債の元金償還金がある場合にあつては、当該地方債について第二号イの規定に準じて算定した額

(起債制限の特例となる地方債の借換え)

第十七条 令第十三条第六号に規定する地方債の借換えで総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 地方債の発行について同意又は許可（次号において「同意等」という。）を得て発行した地方債

（あらかじめ借換えが予定されているものに限る。）について、当該同意等

借換え

二 同意等を 得て発行した地方債について、償還年限を延長せず、かつ、償還ペース（毎期当たりの償還金額に基づく実質的な償還期間及び同意等 において予定された借換えの額の発行額に対する割合を勘案した償還の進行の度合いをいう。）を遅延させない場合において、利率を引き上げないで行う借換え

第二十一条 前条に規定する廃置分合後の市町村の実質赤字額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の法第二条第一号に規定する歳入（以下この条において同じ。）又は歳出（以下この条において同じ。）をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の歳入又は歳出とみなして、歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てるべき額並びに実質上歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べるべき額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越すべき額を求め、当該市町村の当該年度の前年度の実質赤字額を算定するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合前の市町村の当該年度の前年度の実質赤字額をあん分するものとする。

2 前条に規定する標準財政規模の額及び算入公債費等の額は、廃置分合があつた場合における標準財政規模の算定について規定する地方財政法施行令第三十一条に基づく地方債に関する省令第十四条の二の規定により算定した同条に規定する普通交付税の額等に基づき算定した額とする。

3 前条に規定する廃置分合後の市町村の連結実質赤字額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の法第二条第一号に規定する歳入（以下この条において同じ。）又は歳出（以下この条において同じ。）をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の歳入又は歳出とみなして、歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てるべき額並びに実質上歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べるべき額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越すべき額を求め、当該市町村の当該年度の前年度の実質赤字額を算定するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合前の市町村の当該年度の前年度の実質赤字額をあん分するものとする。

2 前条に規定する標準財政規模の額及び算入公債費等の額は、廃置分合があつた場合における標準財政規模の算定について規定する地方財政法施行令第十六条に基づく地方債に関する省令第十条の規定により算定した同条に規定する普通交付税の額等に基づき算定した額とする。

3 前条に規定する廃置分合後の市町村の連結実質赤字額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の法第二条第二号イからニまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の同号イからニに掲げる額とみなして、当該市町村の連結実質赤字額を算定するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上法第二条第二号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合前の市町村の当該年度の前年度の連結実質赤字額をあん分するものとする。

4 当該年度の前々年度の中途において市町村の廃置分合のあった廃置分合後の市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における前条に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額並びに地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額（以下この条において「地方債の元利償還金の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等をそれぞれ合算するものとする。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の法第二条第二号イからニまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の同号イからニに掲げる額とみなして、当該市町村の連結実質赤字額を算定するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上法第二条第二号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合前の市町村の当該年度の前年度の連結実質赤字額をあん分するものとする。

4 当該年度の前々年度の中途において市町村の廃置分合のあった廃置分合後の市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における前条に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額並びに地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額（以下この条において「地方債の元利償還金の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の当該廃置分合の市町村の地方債の元利償還金の額等をそれぞれあん分するものとする。

5 当該年度の前年度から当該年度までのいずれかの年度の間において市町村の廃置分合があった廃置分合後の市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項において「廃置分合年度前までの各年度」という。）における地方債の元利償還金の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合年度前までの各年度に係る地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が廃置分合年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合の市町村の地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれあん分するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の当該廃置分合の市町村の地方債の元利償還金の額等をそれぞれあん分するものとする。

5 当該年度の前年度から当該年度までのいずれかの年度の間において市町村の廃置分合があった廃置分合後の市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項において「廃置分合年度前までの各年度」という。）における地方債の元利償還金の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合年度前までの各年度に係る地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が廃置分合年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合の市町村の地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれあん分するものとする。

6 当該年度の中途において市町村の廃置分合があった廃置分合後の市町村については、前条に規定する地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額、組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額、設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額及び組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額、地方債の償還額等に充当可能な基金、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入及び地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額（以下「地方債の現在高等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の地方債の現在高等をそれぞれ合算したものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上地方債の現在高等を分割して承継した額の割合に応ずるように当該廃置分合前の市町村の当該年度の前年度の地方債の現在高等をあん分するものとする。

6 当該年度の中途において市町村の廃置分合があった廃置分合後の市町村については、前条に規定する地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額、組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額、設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額及び組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額、地方債の償還額等に充当可能な基金、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入及び地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額（以下「地方債の現在高等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の地方債の現在高等をそれぞれ合算したものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上地方債の現在高等を分割して承継した額の割合に応ずるように当該廃置分合前の市町村の当該年度の前年度の地方債の現在高等をあん分するものとする。

- 総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部改正（第四条）
- 総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方債管理官）</p> <p>第三十条の二 地方債課に、地方債管理官一人を置く。</p> <p>2 地方債管理官は、命を受けて、地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関する事務の総括その他地方債に関する事務の処理並びに地方公共団体の財政資金の調達に関するあっせん、助言その他の協力に関する事務を行う。</p> <p>（公営企業経営室及び準公営企業室）</p> <p>第三十一条 公営企業課に、公営企業経営室及び準公営企業室を置く。</p> <p>2 公営企業経営室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 公営企業のうち水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業及び地域エネルギー事業（以下この項及び第四項において「水道事業等」という。）に係る地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関すること。</p> <p>二 水道事業等に係る地方債の発行の同意及び許可に関する基準に関すること。</p> <p>三 水道事業等の経営に関するあっせん、調停及び勧告に関すること。</p> <p>四 水道事業等に係る経営の健全化に関すること。</p> <p>五 水道事業等の経営に関する報告の徴収及び技術的助言に関すること。</p>	<p>（地方債管理官）</p> <p>第三十条の二 地方債課に、地方債管理官一人を置く。</p> <p>2 地方債管理官は、命を受けて、地方債の発行の協議及び許可に関する事務の総括その他地方債に関する事務の処理並びに地方公共団体の財政資金の調達に関するあっせん、助言その他の協力に関する事務を行う。</p> <p>（公営企業経営室及び準公営企業室）</p> <p>第三十一条 公営企業課に、公営企業経営室及び準公営企業室を置く。</p> <p>2 公営企業経営室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 公営企業のうち水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業及び地域エネルギー事業（以下この項及び第四項において「水道事業等」という。）に係る地方債の発行の協議及び許可に関すること。</p> <p>二 水道事業等に係る地方債の発行の同意及び許可に関する基準に関すること。</p> <p>三 水道事業等の経営に関するあっせん、調停及び勧告に関すること。</p> <p>四 水道事業等に係る経営の健全化に関すること。</p> <p>五 水道事業等の経営に関する報告の徴収及び技術的助言に関すること。</p>

- 六 地方自治法第二百五十二条の十七の六の規定による実地の検査で水道事業等に係るものに関すること。
- 七 水道事業等に関する統計に関すること。
- 三 公営企業経営室に、室長を置く。
- 四 準公営企業室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 公営企業のうち港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、下水道事業その他の水道事業等以外の事業（以下この項において「その他事業」という。）に係る地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関すること。
 - 二 その他事業に係る地方債の発行の同意及び許可に関する基準に関すること。
 - 三 その他事業の経営に関するあっせん、調停及び勧告に関すること。
 - 四 その他事業に係る経営の健全化に関すること。
 - 五 その他事業の経営に関する報告の徴収及び技術的助言に関すること。
 - 六 地方自治法第二百五十二条の十七の六の規定による実地の検査でその他事業に係るものに関すること。
 - 七 地方公共団体の財務に係る事務のうち、その出資又は拠出に係る法人に関するものについての資料の提出の要求及び助言に関すること。
 - 八 その他事業に関する統計に関すること。
- 五 準公営企業室に、室長を置く。

- 六 地方自治法第二百五十二条の十七の六の規定による実地の検査で水道事業等に係るものに関すること。
- 七 水道事業等に関する統計に関すること。
- 三 公営企業経営室に、室長を置く。
- 四 準公営企業室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 公営企業のうち港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、下水道事業その他の水道事業等以外の事業（以下この項において「その他事業」という。）に係る地方債の発行の協議及び許可に関すること。
 - 二 その他事業に係る地方債の発行の同意及び許可に関する基準に関すること。
 - 三 その他事業の経営に関するあっせん、調停及び勧告に関すること。
 - 四 その他事業に係る経営の健全化に関すること。
 - 五 その他事業の経営に関する報告の徴収及び技術的助言に関すること。
 - 六 地方自治法第二百五十二条の十七の六の規定による実地の検査でその他事業に係るものに関すること。
 - 七 地方公共団体の財務に係る事務のうち、その出資又は拠出に係る法人に関するものについての資料の提出の要求及び助言に関すること。
 - 八 その他事業に関する統計に関すること。
- 五 準公営企業室に、室長を置く。

